



諸外国におけるPPP/PFI事業に関する第三者機関について

		英国 : Infrastructure and Projects Authority (IPA)※1 	韓国 : Public and Private Infrastructure Investment Management Center (PIMAC)※2 	カナダ : Partnerships British Columbia (PBC) 【現在、先方にて質問回答作業中】	カナダ : Infrastructure Ontario (IO) ※3 	オーストラリア : Infrastructure NSW (New South Wales) (INSW) 【現在、先方にて質問回答作業中】	オーストラリア : Partnerships Victoria※4 
背景・目的	1	第三者機関を設立した背景及び目的を教えてください。	効果的な事業実施及び担当者に事業実施ノウハウを蓄積させるため、2016年1月に設立。	専門性蓄積のため設立。(公務員の汚職防止のため、約3年で異動することから、PPPに関するノウハウを蓄積することができない。公共に専門性を蓄積し、政府を支援するため、1999年に政府がPIMACを設立。)		政府が主導する公共インフラ及び不動産の発展と価値最大化の実現のため設立。	2000年6月に公表された州政府方針
	2	第三者機関の設立の根拠を教えてください。また、その根拠となる内容が分かる資料(英語)をご提供ください。(電子データでの提供、URLの提供いずれでも構いません。)	・法的根拠は特にない。 ・2017年1月に財務省の行政機関として設立された国家インフラ委員会が、政府に対して主要インフラに関する専門的なアドバイスを提供することとされており、IPAが、これを補佐している。	インフラPPP整備法第23条(韓国開発研究院(KDI)にPIMACを設置する旨規定)		・2011年のオンタリオ州国土インフラ企業法 ・インフラストラクチャー省大臣との覚書に、その役割、責任範囲、枠組みが規定。	法的根拠は不明
	3	第三者機関が属する省庁や部署を教えてください。	IPAは内閣府と財務省に業務報告を実施	首相官邸の下に置かれた経済・人文社会科学政策研究評議会に所属する研究機関であるKDIに属しており、政府出資100%の公共法人		インフラストラクチャー省が所管する州政府出資100%の公共法人(Crown Corporation)	Partnerships Victoria担当は、ヴィクトリア州政府の財務省内のインフラストラクチャー契約係に所属
業務内容・権限	4	第三者機関の具体的な業務内容(所掌事務)を教えてください。	・民間資金の利用可能性とその重要性を政府に報告するとともに、中央政府及び地方自治体のPPPプロジェクトを支援。 ※ スコットランド等は含まない。 ※ イギリス国内全体で2016年のPFI/PF2契約数は716件あり、そのうち80%は地方自治体、20%は中央政府によって管理されている。 ・複雑で戦略的に重要なプロジェクト(GMPP)に独立した事業評価を提供し、プロジェクトのリスクを軽減。 ※ 毎年約200件のプロジェクトがIPAの事業評価を受ける。 ※ 事業評価: プロジェクトライフサイクルにおいて重要な段階でのパフォーマンス評価、リスク評価、パフォーマンス改善のためのアドバイス ※ これらのIPAが実施する事業評価は原則費用負担なし。 ・省庁横断的に担当者の教育を実施。 ・インフラ整備と主要プロジェクトの成功のための政策課題の設定や研究報告。(経産省補給金受給資格、契約締結、新しいサービス等について) ・重要で複雑なインフラプロジェクトについて政府に対して専門家による業務支援を実施。	中央政府及び地方自治体に対して次に掲げる業務を実施(インフラPPP整備法施行令第20条) 1.PPP事業のマスタープランの策定支援 2.公共施設のマスタープランの策定支援 3.コンセプション事業者選定支援(提案内容の審査・評価、契約締結等) 4.民間提案の調査と評価 5.PPP事業に関する許可申請支援 6.外国法人に対する投資相談等の支援 7.潜在的なPPP事業とその導入可能性調査の再調査 8.PPP事業に関する研修実施 9.PPP制度等の研究 10.潜在的なPPP事業の発掘支援 11.PPP事業の実施に関連するその他の業務		次に掲げる業務を実施。 ・調達支援 ・入札図書(計画書、設計書、仕様書)に係る事業主体サポート ・提案書、提出物の受領及び評価 ・契約交渉と契約締結・契約の代行 ・事業に係る建設管理(管理者の要望に応じて) ・30年間に渡る契約管理及びアセットマネジメントサービス	・Partnerships Victoria担当は政府のPPP方針、ガイドライン、PPP事業の要求水準を整備するとともに研究報告を実施。 ・ガイドラインには効率性、責任能力、透明性、公平性、公共の関与、消費者権利、安全性に係る評価について規定。

5	<p>PPP/PFI事業の進捗状況に応じた第三者機関の具体的な権限を教えてください。PPP/PFI事業の実施に当たって第三者機関からの介入を必ず受けることとされていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい(第三者機関による介入を必ず受けることとなっている。)</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ(第三者機関による介入は任意であり、第三者機関が依頼や申請に応じて介入している。)</p>	<p>・いいえ。</p> <p>・IPAは、PPI/PFIプロジェクトの方針や枠組みを設定するにとどまり、PPI/PFI2実施するか否かは、地方政府が判断するもの。</p> <p>・そのため、仮に地方政府が、IPAによるプロジェクト中止又は方針修正を行う旨のアドバイスに反してプロジェクトを進めたとしても、IPAは地方政府に対して何らの権限も有していない。</p>	<p>・どちらとも言えない。</p> <p>・下記のとおり、一定規模以上のPPP事業や民間提案があった場合には、関与が義務になる。この義務対象事業については、次官クラス公務員と学識経験者で構成され、法的拘束力のある審議会で審議される。</p> <p>・具体プロセスは、①所管官庁が契約書原案を作成、②PIMACが確認し、意見を提出、③発注者が契約書を修正し、PIMACの了を得る、④調整済みの契約書案を審議会で審議。審議会は必要に応じて法的拘束力のある意見を提出。</p>		<p>・どちらとも言えない。</p> <p>・5,000万CAD(約45億円)以上のPPP事業を実施する発注者は、IOのスクリーニングを受けることが義務であるほか、任意の委任を受けることもある。</p>	<p>・どちらとも言えない。</p> <p>・Partnerships Victoria frameworkは、設備投資費用見込が5000万AUD(約41億円)を超える事業に適用。</p>
6	<p>PPP/PFI事業の検討及び準備段階における権限を教えてください。</p>	<p>・PPPに限らず、インフラの整備・運営事業の評価(VFM、資金調達、技術、サービス水準、環境性能等)を実施。</p> <p>・この事業評価は強制力を持たないが、財務省による資金提供、契約締結、新しい事業の実施可否に大きな影響力を持つ。</p>	<p>・総事業費が2000億ウォン(約200億円)以上の独立採算型(Build-Transfer-Operate)事業及び総事業費が1000億ウォン(約100億円)以上のサービス購入型(Build-Transfer-Lease)事業については、所管官庁は、PIMACの長に対し、導入可能性調査の結果を再調査するよう要請。PIMACの長は、従来型事業と比較した需要予測や費用便益分析を含むVFM(Value-for-money)テストを実施。また、PIMACの長は、その再調査結果を当該所管官庁及び戦略財務大臣に提出。</p> <p>・インフラPPP整備法施行令第7条第1項の要件に合致する民間提案があった場合、所管官庁は、提案された事業をPPP事業として実施するか否かを決定する前に、PIMACの長に対して提案内容の詳細を検討するよう要請。</p>		<p>・対象事業の事業スキームの検討、VFMの算出を含めた包括的な検討を実施(コンサル会社に一部業務を再委託)</p> <p>・州政府の長期インフラ事業に係るスケジュール及び予算面での計画を支援。これを受けてインフラストラクチャー省は、関連省庁とともにすべてのインフラ更新事業予算評価と優先度の決定を行う。さらに同省はIOが担当する事業の選定も行う。</p>	<p>対象事業の検討内容が、ガイドラインに照らして適切なものであるかを確認するとともに、必要に応じてアドバイスを実施。</p>
7	<p>PPP/PFI事業の契約締結段階における権限を教えてください。</p>		<p>所管官庁は、総事業費2,000億ウォン(約200億円)以上の事業について、コンセッション契約を締結する前に、その草案を再調査するようPIMACの長に要請。</p>		<p>・契約書の作成支援</p> <p>・契約書の作成能力が低い法務省等の省庁の契約主体の代行</p> <p>・インフラストラクチャー省が選定した事業に関して、IOが契約締結及び交渉についても責任を持つこともある。</p>	<p>現時点では公表されていないが、将来的に契約内容に関するガイドラインも公表予定。</p>

	8	PPP/PFI事業の実施段階における権限		<p>・所管官庁は、総事業費2,000億円(約200億円)以上の事業について、次の場合が生じたときには、需要予測の再調査を行うよう、PIMACの長に要請。</p> <p>1.需要予測の前提に重大な変化があり、需要の大幅減が予想される場合</p> <p>2.従来型事業からPPP事業に転換した場合</p> <p>3.事業の各段階を実施する時期にそれぞれ5年以上の間隔がある場合</p> <p>4.VFMテストによって推定された需要予測と民間事業者によって予測された需要予測及び需要実績との間に30/100以上の差がある場合</p> <p>・所管官庁とPPP事業者間で紛争が生じた場合は、国と共同して設置する紛争処理委員会において調停。</p>		<p>・事業管理者の要望があった場合には、事業管理及び建設管理も実施。</p> <p>・個別のPPP事業のモニタリングも実施。</p>		<p>・対象事業の収益性、リスク、サービス内容についてモニタリングを実施。</p> <p>・Partnerships Victoria担当は事業実施と発展のために、必要に応じて事業の質の管理、モニタリング、改善アドバイスをを行う。</p>
体制・規模	9	第三者機関の長の属性を教えてください。	最高責任者(CEO)は民間部門から任命	専門家の中からKDI理事長が任命(インフラPPP整備法施行令第21条)		専門家の中から州政府の副議長が任命		財務大臣
	10	第三者機関を構成する部局(地方支分部局を含む。)について教えてください。組織図(英語)のご提供に代えていただいてもかまいません。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融、国際部門 ・運営部門 ・プロジェクト専門、基準部門 ・戦略、政策部門 ・インフラ実行部門 	<p>公共投資評価局、官民連携部局、政策研究部局の3部局で構成。官民連携部局も次の3部門で構成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VFM算定を担当するPPP事業評価部門 ・契約書のチェックを担当するPPP事業実施部門 ・リファイナンスの支援等を担当するPPP事業マネジメント部門 		<ul style="list-style-type: none"> ・PPP事業のマネジメント部門 ・公的不動産管理部門 ・PPP事業に関する融資部門 ・ESCOのような行政サービスのコスト削減アドバイス等を行う部門 <p>(なお、取締役会には、管理・補償委員会、投資委員会、リスク委員会、会計監査委員会、投資リスク委員会、年金管理委員会、不動産管理委員会、AFP事業管理委員会、与信調査委員会、リスク・継続改善委員会が含まれる。)</p>	Partnerships Victoria担当は、ヴィクトリア州政府の財務省内のインフラストラクチャー契約係に所属(再掲)	
	11	第三者機関に所属する人員の人数を教えてください。	150人	92人の職員、11人の管理職、研修生(うち、官民連携部局には約30人)		<ul style="list-style-type: none"> ・PPP事業に関する部門は、約480人中約100人(弁護士、財務・金融の専門家、IT専門家等の民間人で構成) ・PPP部門以外は、公的不動産管理部門の元公務員が多くを占める。 		不明
	12	第三者機関が有する予算規模を教えてください。(単位は貴国の通貨単位で結構です。)	2016年1月に設立されたばかりなので、現時点では具体的な数字はない。	<ul style="list-style-type: none"> ・約30億ウォン(約3億円。人件費を除く事業費) ・支援対象の政府から徴収する手数料(1億ウォン(約1,000万円)/件) 		収支はおおむね300~350億円/年。州政府からの補助金を受けて運営。		不明
	13	第三者機関を紹介するパンフレットやホームページがあれば、資料(英語)やURLをご提供下さい。	<p>https://www.gov.uk/government/publications/private-finance-2-pf2</p> <p>https://www.gov.uk/government/publications/private-finance-initiative-and-private-finance-2-projects-2016-summary-data</p> <p>https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/599228/IPA_narrative_document_web.pdf</p>	http://pimac.kdi.re.kr/eng/main/main.jsp		http://www.infrastructureontario.ca		http://www.dtf.vic.gov.au/Infrastructure-Delivery/Public-private-partnerships

※1:「諸外国におけるPPP/PFI事業に関する第三者機関について(情報提供依頼)」(平成29年3月8日府政経シ第199号)への回答及び英国政府HPを基に作成

※2:同調査訓令及びPIMACへのヒアリング結果を基に作成

※3:同調査訓令及び会計系アドバイザー会社ヒアリング結果を基に作成

※4:Victoria州政府HPを基に作成